

## 【重要】2019年度 教育職員免許法改正に伴う 履修上の注意について

2018年度までの入学者は、必ず卒業までに免許状取得に必要な単位をすべて修得するようにしてください。

2019年度より教育職員免許法が改正されるため、教員免許状取得要件が変更となり、新たに科目の追加修得が必要になる見込みです。

2018年度までの入学生にはこれまでの法律が適用となりますが、免許状取得に必要な単位を取り切れずに卒業した場合新法が適用となりますので、新たな科目を修得しなければ免許状を取得することはできません。十分ご注意ください。

※ただし、文部科学省における審査の結果、2019年度に予定している教職課程の開設時期が変更となる可能性があります。

本件に関して質問等ある場合は、文学部窓口までお越しください。

以上  
文学部担当